

教員組織の編制方針

国際文化研究科

国際文化研究科の目的を実現するため、以下の事項に留意し、国際文化研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーに基づいた教員組織を編制する。

- (1) 「大学院設置基準」等関連法令に基づき、適切に教員を配置する。
- (2) 収容定員における教員 1 人当たりの学生数に配慮した教員組織を編制する。
- (3) 教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が担当する。
- (4) 教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比は教育研究上の必要性を踏まえ配慮する。
- (5) 教員の募集、採用、昇任等にあたっては、本学の諸規程等に基づき、公正かつ適切に行う。
- (6) 組織的かつ多面的な F D 活動を行い、教員の資質向上を図るために多様なテーマ・形態の研究会を開催し、研究科全体の研究力向上に努める。